

【檜尾川砂防ダム】

意見 ()は意見書番号・ 意見陳述	府 の 見 解
[経過・地元要望]	
<p>○S60地元要望の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望書は治水対策として河川改修を求めているものであり、砂防ダムを求めているのではない。(50) <p>○H11.6地元要望の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望書は砂防対策を求めているのではなく、田の水を求めているだけである 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年の地元(高槻市、磐手地区^{コミュニティ}、実行組合、土地改良区、連合自治会)からの要望書には、直接砂防事業についてはうたわれていませんが、要望書の内容として天井川である状況や堆積土砂の撤去等抜本的な治水対策が要望されており、土砂流出を抑える砂防ダムを計画しました。 ・昭和63年には高槻市との協議及び地権者や実行組合、水利組合に対し砂防ダム建設の説明を行い、地元の理解を得て平成元年度より事業に着手いたしました。 ・平成11年6月に地元実行組合長会(6組合)から「一級河川檜尾川の河川改修及び流出土砂対策要望」として知事宛に提出された要望では、ため池の維持管理及び檜尾川沿川住民の生命、財産を守るために、より一層の河川改修および砂防ダムによる流出土砂対策を早期に講じられるよう強く要望されています。 <p style="text-align: right;">(参考-1 要望書)</p>
[必要性]	
<p>○土砂流出の形跡なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月7日の土砂降りの雨の後でさえ、土砂流出はない。(49) <p>○堆積土砂が少ない地層</p> <ul style="list-style-type: none"> ・檜尾川は硬い岩盤上を流れており、土砂の流出が少ない地層の上を流れている。過去にも土砂災害の記録はない。(49) 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月7日の降雨は、最寄りの安岡寺小学校観測所(高槻市)の記録では、最大時間雨量9mm、連続雨量37mmであり土砂流出のない、年間を通じてよく見られる規模の降雨量です。 ・その後の6月27日の梅雨前線豪雨は、最大時間雨量35mm(2年確率程度)、連続雨量91mmであり支川からの土砂流出や山腹崩壊等が発生しています。(参考-2 流域の荒廃状況図) ・檜尾川の流域と同じ丹波層群では、平成9年に茨木市泉原、箕面市小川で土石流災害が発生し、又ここ10年間でも流域周辺において9件の斜面崩壊等の災害が発生しております。(参考-3 周辺の災害発生箇所図) ・土砂が流出している状況としては、上流に設置された治山ダムの堆積土量や下流の浚渫土量から、地元から要望が出されたS60年から現在までの15年間で約21,600m³が流出しております。(参考-5 砂防ダム規模の決定根拠) <p><参考>・既設治山ダムの堆積土砂量 15,566m³(S60以降設置ダム3基 (外にS38年設置ダム1基6,000m³有り) ・過去の下流河川の浚渫土量 6,019m³(S60以降)(河川改修時の河床掘削は除く)</p>
<p>○土石流危険区域等ではない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設予定地周辺は土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地滑り危険箇所でもない。(50) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では、水害の原因となる土砂が一度に山地から流下しないよう抑制、調節するため淀川流域をはじめ、府下の約284km²(府域面積の約1/6)を砂防指定地に指定し、砂防施設を整備しております。砂防ダムは土石流危険渓流だけではなく、土砂流出の著しい河川にも設置される施設です。 ・大阪府としては、災害の発生、保全人家数、地元要望等を勘案し事業に着手しております。 ・檜尾川は土石流危険渓流ではありませんが、砂防指定地であり土砂流出の著しい河川であります。このため檜尾川砂防ダムは下流の河川の河床上昇を防ぐ治水対策とともに直接被害が及ぶ家屋や田畑が多く、また地元要望も強いいため土石流対策も兼ねた施設として建設いたします。
<p>○檜尾川の砂防ダム一つでは土石流災害は防げない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・檜尾川上流部は檜尾川本川だけではなく、東檜尾川等の支川がある。檜尾川砂防ダムだけでは災害は防げない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大阪府下の渓流における砂防ダムの設置率は約30%となっておりますが、全てに設置するには長年月を要するので緊急度の高い渓流から順次事業を進めております。大阪府では、危険な渓流や土砂流出の多い渓流に少なくとも1基はまず設置しようという方針で進めております。 ・檜尾川流域については、檜尾川本川は東檜尾川に比べ整備率が低いいため、檜尾川本川の整備を優先しています。 <p style="text-align: right;">(参考-4 檜尾川流域の施設整備状況)</p>

意見 ()は意見書番号・ 意見陳述	府 の 見 解
○砂防ダムの規模の決定根拠	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府の砂防計画は、100年確率規模の降雨に対応する土砂量を用いております。河川砂防技術基準では、流出土砂抑制の砂防ダムはなるべく大容量であることが望ましいとあり、大阪府では、1基でできるだけ貯留する効果をあげるため、この砂防ダムが完成した時点で流出土砂を100%止められるよう砂防ダムの規模をきめています。 (参考-5 砂防ダム規模の決定根拠)
○S28年水害との関連 <ul style="list-style-type: none"> チラシにあるS28年の水害は淀川からの逆流によるもの。水害の被害を載せて危機感をあおっている。 河川改修は終了済であるので、現在、水害の可能性はない。 	<ul style="list-style-type: none"> S28年水害実績等を掲載したチラシは、檜尾川の流域概要、天井川になっている危険性を一般の方々にわかりやすく説明するために配布したものであります。 檜尾川においては、河川改修のみでは大雨時に上流から一時に土砂流出があれば、下流の河床高の上昇により、川の流水断面をせばめることになるため、治水対策として河川改修とあわせて砂防ダムを設置する必要があります。 <p style="text-align: right;">(参考-6 配付チラシ)</p>
○開発による森林伐採が土砂流出の原因 <ul style="list-style-type: none"> 土砂流出の主な原因は採石場をはじめとする森林伐採である。(50) 	<ul style="list-style-type: none"> 森林を保全することは防災上重要なこととと考えており、開発等による森林伐採については、土砂流出等の悪影響がでないよう各種法令に基づき指導を行っております。 檜尾川流域の砕石場については、砂防法、森林法、採石法等の許可を必要とし、沈砂地や調節池など土砂流出や洪水調節を行う施設の設置を義務づけられています。洪水時にはうわ水に含まれる土の細粒分は川に流出しますが、それ以外の河床上昇の原因となるような土砂についてはその施設に溜まり流出しません。 森林による一定の防災機能については否定するものではありませんが、その機能を超える規模の大きな降雨、長雨の時には斜面崩壊等による土砂流出を防ぐため砂防ダムの設置が必要です。 檜尾川においても、6月27日の最大時間雨量35mm(2年確率程度)、連続雨量91mmのときに支川からの土砂流出や山腹崩壊等が発生しており同様と考えます。
[効果]	
○元の河床勾配に達すれば、砂防ダムとしての役割を果たさない <ul style="list-style-type: none"> 元の河床勾配に達した状態の時に大出水があれば、土石流をせき止めることはできない。(48) 	<ul style="list-style-type: none"> 砂防ダムは有害土砂を貯留、調節する目的で溪流を横断して築造される構造物です。砂防ダムが満砂した後に多量の土砂の流下がある場合、堆砂地の上に急勾配に多量の土砂が貯留し、下流への土石流をせき止めます。その後の出水によって土砂が徐々に流下します。この現象が砂防ダムの調節作用であり、土石流を補足する機能が回復するので、次の土石流を止めることができます。
○天井川対策には、下流域の定期的な浚渫を行うべき <ul style="list-style-type: none"> 砂防ダムが満砂状態になった後は、下流へ土砂を流し続ける。天井川になるのを防ぐには定期的な下流域の河床の浚渫が必要。(48) 	<ul style="list-style-type: none"> 砂防ダムがない場合、大雨により土石流が発生し洪水とともに下流へ大量の土砂が流下すれば、即座に浚渫による対応はできません。 砂防ダムの設置により、満砂するまでは上流からの土砂を砂防ダム上流に溜めるため、下流への土砂流出を防ぎ、河床の上昇を抑えます。 満砂後は中小洪水により砂防ダムから土砂が流出しますが、日常の維持的な浚渫により、下流河川の流水断面を確保いたします。
○河床勾配がほとんどないところでは効果が疑問である。 <ul style="list-style-type: none"> 建設予定地は、急勾配な場所ではなく、急な河床勾配を緩くする目的とは思えないし、ダムを何のためにつくるのか理解できない。(48) 	<ul style="list-style-type: none"> 砂防ダムの堆砂量を効果的に確保するため、河床の勾配が3度と比較的緩やかな箇所、かつ、上流の谷幅が広く、貯砂容量が多くなる場所を選定しています。また、経済的な観点から砂防ダムの堤長が短くなるように、最も谷が狭窄部になっている箇所を選定しており、総合的に最適地に計画しています。

意見 ()は意見書番号・ 意見陳述	府 の 見 解
[安全性]	
<p>○工事による森林伐採は土砂流出を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂防ダム等の建設に伴う森林伐採は土砂流出を促進しかえって災害を誘発しかねない。(48) (49) (50) <p>○老朽化による砂防ダムの危険性</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化により洪水時に倒壊(底抜け)し、かえって土石流や洪水被害を大きくする。(48) 	<ul style="list-style-type: none"> 砂防ダム工本体や付替道路等の施設を設置する範囲については、一部の森林を伐採しますが、その森林を伐採する面積は約 0.8haで、流域面積の 0.7%となっています(流域面積 1.19km²)。 切土した斜面は擁壁などで土砂流出防止対策をした上で、山腹工等で緑化復旧を行うため、災害の原因にはなりません。 (参考-7 森林の伐採範囲) 老朽化による砂防ダムの倒壊は全国的にも事例がありません。 大阪府が現在施工している砂防ダム本体は、十分に基礎の根入れをとり、その下流には連続して水叩きコンクリートを設置しているため倒壊や底抜けなどの危険性はないと考えております。また、既設の砂防ダムについては定期的に点検を行い、異常堆積した土砂の撤去や破損箇所の修繕工事など必要な処置を講じています。 (参考-5 砂防ダム規模の決定根拠)
[自然環境への影響]	
<p>○自然環境への影響、対策</p> <ul style="list-style-type: none"> クローズドタイプの砂防ダムは、貴重な魚類などの水棲生物の移動を完全に遮断し、土砂の物質循環を遮断し、生態系に取り返しのつかない大きな影響を与え自然を破壊する。(48) (50) 	<ul style="list-style-type: none"> 砂防ダムの形式としては、大きくクローズドタイプとスリットタイプがあります。檜尾川砂防ダムについては下流へ有害な土砂が流出するのを防ぐことを目的としているため、常に土砂が流下するスリットタイプではなく、クローズドタイプの砂防ダムが必要であります。 水生生物等については既存資料の収集を行っており、今後、現地調査や対策について専門家の意見を聞き、その上で適切に対応いたします。
[第2名神等との関連]	
<p>○第2名神、牧野高槻線等との関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2名神自動車道、アクセス道路牧野高槻線の建設による町こわし、里こわしと相俟って高槻市北部の貴重な自然環境破壊と乱開発に結びつくものと考ええる。(48) (50) 砂防ダムと言いながら、細い道を全部きれいにしてしまい牧野高槻線の工事用道路をつくるのではないかという危険を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 檜尾川砂防ダムは第2名神及びアクセス道路牧野高槻線の道路事業と全く関連するものではありません。 砂防ダムの工事用道路については、現在の市道を現在の幅のままで補修しながら使用しますので、自然環境破壊や新たな開発を引き起こすものではありません。 牧野高槻線の計画されている位置は、砂防ダム建設位置から2km下流にあり、その付近の砂防ダムの工事用道路は現在の市道をそのまま利用することとしており、拡幅により将来の牧野高槻線の工事用道路をつくるものではありません。
[住民理解]	
<p>○府民のコンセンサスを得ていない</p> <ul style="list-style-type: none"> 府が配付したチラシに府民はほとんど気づいておらず、「十分説明しコンセンサスを得た」とは言えない。(48) 河川流域住民、高槻市民全体が選択すべき。建設予定地の地権者の了解だけで済む問題ではない。(48) (50) 継続審議という結論が出たにもかかわらず、建設推進のチラシを配付している。(50) 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年には高槻市との協議及び地元や実行組合、水利組合に対し事業の説明を行い、地元の理解を得て平成元年度より事業に着手しております。 平成11年度には流域住民の方々に対して砂防ダムについて必要性をご理解いただくためチラシの配付等の周知活動を実施しており、その結果、6月には檜尾川流域及び周辺流域の地元実行組合長会(6組合)から知事宛に「一級河川檜尾川の河川改修及び流出土砂対策」としての要望が提出されています。また、9月には磐手地区コミュニティ協議会の檜尾川改修促進期成同盟から知事宛に「檜尾川改修及び流出土砂対策について」としての要望が提出されています。さらに、高槻市長から知事宛に「一級河川檜尾川の流出土砂対策について」としての要望が提出されています。 (参考-1 要望書) (参考-8 要望書) (参考-9 要望書) 直接被害が想定される成合中の町、成合北の町については、9月27日と28日に両役員会へ説明を行いました。10月初旬に両自治会への説明会を開催します。